

学園祭実行委員会について（改正案）

平成25年7月17日
全学学類・専門学群
代表者会議決定
平成25年11月29日
学生生活支援室会議

改正 平成30年 月 日

（目的）

- 1 全学学類・専門学群代表者会議（以下「全代会」という。）の下部機関として、学園祭の企画・立案及び実施に当たらせるため、学園祭実行委員会（以下「学実委」という。）を置く。

（任務）

- 2 学実委は、次に掲げる事項を任務とする。
 - (1) 運営資金・資材の調達
 - (2) 予算案の作成
 - (3) 決算の報告
 - (4) 予算の配分、会場の調整等学園祭参加団体の管理
 - (5) プログラム・パンフレットの作成
 - (6) 学内外への宣伝活動
 - (7) テーマ等の検討
 - (8) 日程・計画案の作成
 - (9) 全学的視野に立った学実委本部企画の立案及び開催
 - (10) 学園祭実行計画書・学園祭総括報告書の作成
 - (11) 次年度学園祭日程案の作成
 - (12) その他学園祭に関し必要な事項及び全代会から委託された事項

（全代会の承認）

- 3 学実委は、次に掲げる事項について、全代会の承認を得なければならない。
 - (1) 学園祭実行計画書
 - (2) 学園祭総括報告書
 - (3) 学生分担金の額及び納入方法
 - (4) その他学実委又は全代会が必要と認めた事項
- 4 学園祭実行計画書には以下に定める事項を記載しなければならない。
 - (1) 学園祭運営要領
 - (2) 予算案
 - (3) 学園祭参加企画リスト
 - (4) その他学実委又は全代会が必要と認めた事項
- 5 学園祭総括報告書には以下に定める事項を記載しなければならない。
 - (1) 学園祭運営報告書
 - (2) 決算報告書
 - (3) 目的の評価
 - (4) その他学実委又は全代会が必要と認めた事項

(学実委の構成)

- 6 学実委に委員長 1 名、副委員長 2 名を置く。
 - (1) 委員長・副委員長は学実委内の互選で決定し、全代会がこれを任命する。
 - (2) 委員長・副委員長は学実委を統括し、任務の実行について全代会に対し責任を負う。
 - (3) 委員長・副委員長の任期は全代会からの任命より 1 年間とする。
 - (4) 委員長・副委員長が任期途中でその地位を失った場合、ただちに後任者を選出し、全代会の任命を受けなければならない。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
 - (5) 新たに委員長・副委員長が決定した際は、これを全代会に報告し任命を受けなければならない。
- 7 学園祭実行委員会委員（以下「委員」という。）は、各学類・専門学群ごとに募集を行い、委員長がこれを任命する。なお、委員長は、要請があった場合、任命した委員について全代会に報告しなければならない。
 - (1) 委員の補充については、随時行うことができる。
 - (2) 委員が、クラス代表者会議の座長又は副座長を兼任することはできない。ただし、委員が座長・副座長を除くクラス代表を兼任することは、これを防げない。
- 8 委員長・副委員長及び委員の辞任、解任又は離任は、次のように行う。
 - (1) 委員の辞任は、委員長に辞意を表明することで行う。
 - (2) 委員が学園祭終了後から 1 2 月 3 1 日までの間に活動継続の意思を表明しない場合、委員を離任する。
 - (3) 学実委の構成員の 4 分の 1 以上によって、委員の解任請求がなされ、学実委の構成員の過半数の解任支持があった場合、当該委員は解任される。
 - (4) 全代会の構成員の 4 分の 1 以上によって、委員の解任請求がなされ、全代会の構成員の過半数の解任支持があった場合、全代会は委員長に対し、当該委員の解任を請求できる。
 - (5) 前号の請求があった場合、委員長は学実委に発議し、学実委の構成員の過半数の解任支持により、当該委員を解任する。
 - (6) 既に委員になっている者が、クラス代表者会議の座長又は副座長に選出された場合は、ただちに、当該座長又は副座長についての辞意を表明しなければならない。その際、辞任が承認されなかった場合は、委員を離任する。
 - (7) 委員が退学、停学となった場合、委員を離任する。
 - (8) 委員長・副委員長の辞任は、学実委に辞意を表明し、学実委の構成員の過半数の承認を得なければならない。
 - (9) 学実委の構成員の 4 分の 1 以上によって、委員長・副委員長の解任請求がなされ、学実委の構成員の過半数の解任支持があった場合、当該委員は委員長・副委員長を解任される。
 - (10) 全代会の構成員の 4 分の 1 以上によって、委員長又は副委員長の解任請求がなされ、全代会の構成員の過半数の解任支持があった場合、委員長又は副委員長は解任される。

(その他)

9 学内行事委員会は、学実委の監督にあたる。

10 全代会は、学生生活支援室会議の承認を経て、この取扱いを改正することができる。

- (1) この取扱いの改正について、全学生の50分の1以上の署名による発議、全代会の構成員の4分の1以上の発議又は、学実委の構成員の過半数による請求があった場合、全代会はこれを審議しなければならない。
- (2) 学長からこの取扱いの改正を求められた場合は、全代会はこれを審議しなければならない。
- (3) 改正の議決については、他の議案と同様に扱う。

附 記

この取扱いは、平成25年12月5日から実施する。

附 記 (平成30年 月 日)

この取扱いは、平成30年 月 日から実施する。